

令和4年11月

城南衛生管理組合議会

総務常任委員会

会 議 記 録

令和4年11月城南衛生管理組合議会総務常任委員会

開催日時 令和4年11月25日(金)午後2時  
開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員(10人)

原 田 周 一	委 員 長
山 口 克 浩	副委員長
木 村 武 壽	委 員
大 西 吉 文	委 員
奥 村 文 浩	委 員
樋 口 房 次	委 員
大 河 直 幸	委 員
鈴 木 崇 義	委 員
関 谷 智 子	委 員
松 峯 茂	委 員

欠席委員(1人)

亀 田 優 子	委 員
---------	-----

説明のため出席した者

野 村 賢 治	専任副管理者
山 本 晃 治	事業部長
栗 山 淳 彦	施設部長
池 田 道 治	安全推進室長
杉 崎 雅 俊	事業部理事
川 島 修 啓	施設部理事
橋 本 哲 也	総務課長
田 中 亮	事業部理事付担当課長
長 野 満佐志	クリーンパーク折居所長
白 井 祥 吾	総務課主幹

事務局

親 見 善 人	議会事務局長
---------	--------

議 題

- 1 新事務所棟建設工事の進捗状況等について
- 2 職員給与等の状況について
- 3 環境まっりの実施報告について
- 4 クリーンパーク折居の公共下水道放流水中の六価クロム化合物基準値超過について

午後1時58分開会

○**原田周一委員長** 本日は、総務常任委員会を招集いたしましたところ、関谷議長、それから大西副議長、並びに委員各位におかれましては、何かとお忙しい中ご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。本日の総務常任委員会は、ごみ中継施設更新工事の見学を予定しております。理事者挨拶の後、暫時休憩により見学に移らせていただきます。

質疑につきましては進行の都合上、見学終了後、この会議室に戻ってから質問はお受けしたいと思っておりますので、ご協力の方をよろしくお願いいたします。

それでは、亀田委員から欠席の届けがありましたのでご報告いたします。

出席委員は10人でございますので、既に定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

初めに理事者から挨拶の申入れがありますので、お受けしたいと思います。

野村専任副管理者。

○**野村賢治専任副管理者** 本日、総務常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご参集をいただきまして厚くお礼を申し上げます。皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しまして、ご理解とご指導をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日ご報告をいたしたく存じておりますのは、「新事務所棟建設工事の進捗状況等について」「職員給与等の状況について」「環境まつりの実施報告について」「クリーンパーク折居の公共下水道放流水中の六価クロム化合物基準値超過について」の4点でございます。

報告は、後ほど委員会資料に沿って担当からさせていただきますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○**原田周一委員長** どうも、ありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後2時02分休憩

午後2時37分再開

○**原田周一委員長** それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、本日の議題に入りたいと思っております。なお、当局側の説明、質疑応答につきましては、着席のままをお願いいたします。

それでは、1点目の「新事務所棟建設工事の進捗状況等について」の説明を求めます。

田中事業部理事付担当課長。

○田中 亮事業部理事付担当課長 それでは、資料に基づき、「新事務所棟建設工事の進捗状況等について」をご説明させていただきます。

新事務所棟建設工事については、中小企業者に関する国等の契約の基本方針に沿って、事業者の受注機会を確保するよう努める観点から、本体・電気・機械の工種別3分割が適当と判断し、分離発注を行うことといたしました。

このうち、①建築主体工事は8月5日に入札公告を行いまして、9月26日に第1回入札、10月4日に再入札を行ったところ、ご報告をさせていただきましたとおり、それぞれ予定価格を超過する結果となりました。

この間の物価高騰に伴う建築工事費が上昇している影響を受けたものと考えており、現在、入札不調に伴う再度の入札を行うため、入札公告の準備を進めております。

また、②電気設備工事、③機械設備工事も同時期に入札公告が行えるよう準備を進めております。なお、②電気設備工事、③機械設備工事については、10月定例会開会日に債務負担行為限度額設定の追加議決をいただいております。

なお、近日中に入札公告を行い、令和5年度中の工事完成予定として事業を進めるとともに、可能な限り構成市町の事業者が参加できる方法を考えています。

次に、2の土壤調査ですが、新事務所棟建設工事に伴い、3,000㎡以上の掘削などが発生する場合は、土壤汚染対策法第4条の規定により、土地の形質の変更について届出が必要となり、この届出の際、土壤汚染のおそれがある土地では、土壤汚染対策法の規定に基づく調査が必要となることから令和3年度より調査を進めてまいりました。令和3年度に地歴調査として資料等により汚染のおそれの可能性を調査し、その結果を基として令和4年度は7月に試料を採取し5項目について測定した結果、全て基準値内でした。

また3、完成イメージ図（参考）は次のA3ページでございます。左上は西側となる山城総合運動公園より鳥瞰したイメージであり、右上は地盤レベルの建物の正面側の外観イメージとなっております。

左下は1階エントランスホールの受付案内や吹き抜け空間のイメージであり、右下は2階大会議室のイメージとなっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○原田周一委員長 ありがとうございます。

ただ今、説明が終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。質問のある方、挙手をお願いいたします。

大河委員。

○大河直幸委員 ちょっと整理するためにお聞きしたいんですけども、建設工事費が2か年で約8億6,000万円ということだったというふうに思うんですけども、その後分離発注ということになって、電気・機械設備を債務負担行為の限度額設定が行われたということなんですが、この2か年で8億6,000万円という中に電気設備、機

械設備というのは、もともとは入っているというふうに理解してよろしかったですね。

○原田周一委員長 田中担当課長。

○田中 亮事業部理事付担当課長 ご指摘いただきましたとおり、もともとは8億6,000万円の中に電気設備、機械設備で1つの事業と考えておりました。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 債務負担行為が電気と機械設備でやられたんですけれども、これ、すみません、資料がなくて申し訳ない。それぞれ幾らで債務負担設定されましたでしょうか。

○原田周一委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 令和5年度までの継続契約ということで、債務負担行為を10月定例会の開会日に議決をいただきました。電気につきましては、1億4,307万8,000円でございます。機械につきましては、1億3,614万5,000円で、それぞれ債務負担行為の議決をいただいております。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 だから、8億6,000万から、この1億4,000万、1億3,000万というものは抜いた部分で本体価格が設定され、本体建設がされるということだというふうに思うんですけれども、これ、入札不調となったということで、今後どうするのかということになるというふうに思うんですけれども、予定価格は、これ、そもそも抜いていた電気設備、機械設備の分も、これ入れて、建設工事費8億6,000万円に本体価格、本体建設を近づけていくと、こういったような考え方はあるんですか。

○原田周一委員長 杉崎理事。

○杉崎雅俊事業部理事 すみません、少しお答えになっているかどうかは分かりませんが、先日の議会の方で債務負担行為をいただきました。当初の予算額が8億6,400万というのは、先ほどの大河委員のご案内のとおりです。

電気と機械については、今申し上げましたとおり、再度直近の実勢単価を調査、もしくは国から示されている建築物価価格等を反映させていただきまして、電気、機械についてはそれぞれ限度額を少し、積み上げをさせていただいております。

実態としまして8億6,400万が、電気と機械の債務負担行為を合計いたしますと約8億9,700万というところで、約3,300万程度追加の議決をお願いしたというような状況になっておまして、残る金額について、本体工事の入札を執行させていただいたわけですが、1回目、何とか4者にご参加いただいて、競争入札をご参加し

ていただいたところですけど、残念ながら不調になったというような状況でございます。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 今後どうしていくのかということで、本体建設の予定価格を、これ、上げることになるのか、それとも設計内容の変更や仕様書を変えるのか。これ、どちらかしか今ないわけですから、どういう方針を持っておられるのかということをお聞きしたいです。

○原田周一委員長 杉崎理事。

○杉崎雅俊事業部理事 ご説明不足で申し訳ございません。主体工事につきましては、令和4年度で約4,300万と8億2,100万が債務負担行為で一括発注ということで、令和4年度の当初予算の中で議決をいただいております。

したがって、先ほどのご質問になるんですけど、8億2,100万から電気と機械の事業費を除いた予定額で入札執行させていただいたんですけど、不調だったということで、改めて最新の実勢単価を踏まえて予定価格の方は、当初の債務負担限度額8億2,000万の中で調整をさせていただきたいというふうに考えております。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 仕様を変えない、設計を変えないということやったら、最大でいうと、この8億2,000万円に、電気の1億4,000万円、機械の1億3,000万円が乗った分が、論理上はその分総額としては新事務所建設でトータルで行くと。10億超えることに理論上はなるということですけども、そういう考えでいいんですか。

○原田周一委員長 杉崎理事。

○杉崎雅俊事業部理事 ご案内のとおり、理論上はそういうふうになりますけど、そこまでの上昇につきましては考えておりません。最新の実勢単価に基づいて、公共工事の発注として適正な予定価格の方を設定させていただきたいというふうに考えております。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 分かりました。本体価格の予定価格を上げるということですから、財源は当然市町の負担になってくるわけですから、この点はよくご相談もいただいて、適正な対応をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○原田周一委員長 ほかに、どなたかご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原田周一委員長 ないようでございますので、次の議題に移りたいと思います。2点目の「職員給与等の状況について」の説明を求めます。

橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 それでは、「職員給与等の状況について」、資料に基づいて説明させていただきます。

既にご承知のこととは存じますが、改めまして、本年の人事院の給与勧告のポイントなどをご説明させていただきます。その後裏面以降の本組合職員の給与状況、近年の給与改定の経過につきまして、ご説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、1枚目をご覧ください。

1、令和4年の人事院勧告の給与改定でございますが、四角内に今回のポイントを記載させていただいております。

給与勧告のポイントとして、民間給与との較差に基づく給与改定が勧告されており、(1)俸給表では、大卒程度に係る初任給が3,000円、高卒者に係る初任給が4,000円引上げとなるとともに、20歳台半ばに重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について俸給月額を引き上げるべく所要の改定が勧告されております。

(2)期末勤勉手当では、民間の支給状況を反映し、一般の職員については、支給月数を0.10月引き上げ、年間合計を4.40月分とし、再任用職員については、支給月数を0.05月分引き上げ、年間合計2.30月分とし、それぞれ表のとおり勤勉手当に配分されるとなっております。

なお、会計年度任用職員については、一般の職員と同じ支給月数となります。

次に裏面をご覧ください。2の本組合職員の給与状況です。

これまで、本組合職員の給与につきましては、均衡の原則等に基づき、国家公務員の給与に準拠して改定してきたところでございます。

地域手当につきましては、各構成団体において支給されている支給割合を人口で加重平均したものを使用しており、現在5%としております。

(3)の表では、人事院勧告どおり給与改定を実施した場合の、職務の級別人数ごとの平均改定額(月額)でお示ししておりますが、1級の若年層は平均で3,000円、2級では平均で2,800円の引上げ、3級の職員は平均で1,000円の引上げを基本に改定されるところでございます。

参考としまして、本組合の一番若い職員ですと、1級25号となっております、月額18万2,200円が3,000円引き上げられ、18万5,200円となります。

次に(4)の勧告どおり給与改定した場合の組合職員給与例としましては、平均年齢43.2歳の平均的なモデル像で改定の状況をお示ししております。

組合職員の平均年間給与は、給料、地域手当、期末勤勉手当を基礎に改定前と改定後

のそれぞれの額を算出し、ボーナス支給月数を0.10月分引き上げることによりまして、年間給与額の差として4万6,000円が増加するということになっております。

次に2枚目をご覧ください。

参考としまして、本組合の近年の給与改定等の状況として、近年の人事院勧告に伴う給与改定の状況をまとめております。

令和2年度、3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により2年連続引下げの改定でありましたが、今年度については、コロナ禍からの業績回復や物価上昇等の影響もあり、3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ改定となる見込みです。

以上、本年の人事院勧告及び組合職員の給与状況等についてご説明させていただきました。

組合における職員の給与制度につきましては、これまでから地方公務員法に定める均衡の原則に基づいて、国や京都府、構成市町における措置を踏まえて決定してきたところであります。

今後の給与改定に当たりましては、引き続きそれらの状況を踏まえ、労使間での協議を図る中で決定していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**原田周一委員長** ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

それでは、ただ今より質問をお受けいたします。

何かこれに関して、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**原田周一委員長** 質問がないようでございますので、次に3点目の「環境まつりの実施報告について」の説明を求めます。

橋本総務課長。

○**橋本哲也総務課長** それでは「環境まつりの実施報告について」、資料に基づきご説明いたします。

まず、1枚目をご覧ください。

令和4年度の環境まつりにつきましては、コロナ禍でございましたのでウェブや広報紙等を活用し、人と人との接触を極力控えた内容を中心に、感染対策を講じ、現地における体験型イベントを加えて開催したところであります。

1の実施期間でございますが、令和4年10月3日から31日までの約1月間であり、3R推進月間に合わせて開催させていただきました。

2の実施内容でございますが、(1)体験型イベントとしては、①にありますように施設見学の方を実施しております。

アのエコ・ポート長谷山では、ボトルt oボトルリサイクルの啓発、ペットボトル分別体験やリサイクル体験教室も併せて実施としております。

イのクリーンパーク折居では、昨年度に続き、夜間における施設見学を実施しており



ます。煙突点灯カウントダウンや宇治市内の夜景が見える施設内スポットにも案内しております。

ウのクリーン21長谷山では、ごみ焼却施設に従事する職員の各種作業内容や不適正分別によるトラブル事例等の紹介、タイベックの着用体験、また、職員製作によるクレーンゲームの操作体験を実施しております。

エのリサイクルセンター長谷山では、危険な不適物の展示や働く車の展示、剪定枝チップ化物からのカブトムシの幼虫探しイベントといったところを実施しております。

②の体験教室については、アの木工体験教室では、間伐材や廃木材を活用した折り畳みテーブル作りを実施しております。イのハロウィン特別企画では、工房スタッフが作った衣装で仮装しながら、環境マジックショーやハロウィンリース作りを実施しております。

(2)のウェブ企画としては、ホームページに特設ページを公開し、①にありますように、組合設立60周年特別企画として、環境省のサステナビリティ広報大使でもあるごみ清掃芸人としても有名な、マシンガンズ滝沢秀一氏のインタビュー動画を掲載、②のバーチャル施設見学では、可燃・不燃・プラ・リサイクルそれぞれの処理施設の説明、職員による分別のお願いをしている分別啓発動画の掲載、③ごみ分別クイズの動画掲載、④ではリサイクル自転車20台、工房スタッフによる手作りカバン36個の抽選会を実施しております。

(3)の広報紙では、環境まつりのPRを中心に、現地イベントの施設見学・体験教室の紹介、プレゼント企画としてクロスワードクイズを掲載しております。

(4)その他の関連事業として、クリーンパーク折居において、宇治市主催のドライブスルーdeリサイクルを開催し、環境まつりプレ企画と位置づけ、組合の周知及び分別啓発に加え、環境まつりへの参加誘導を図ったところでございます。

裏面をご覧ください。

3、実績でございますが、(1)体験型イベントの参加人数等につきましては表のとおりでございますが、おおむね定員を超える応募があり、一部当日にキャンセルが出るなど、参加人数が減ったイベントもございましたが、参加者には楽しい1日を過ごしていただいたというふうに考えております。また、これまでの環境まつりでは高い年齢層の方の参加が多かったことから、今回、若年層、ファミリー層の参加を促すことを目的とし、子供も楽しめるイベントを企画させていただいております。②の家族参加割合の表のとおり、参加グループの約7割が子供が含まれるグループの参加となっておりますことから、当初の目的は達成できたと考えております。

(2)ウェブ企画のアクセス数及びプレゼント企画応募件数、(3)の広報紙のクイズ応募件数については資料のとおりとなっております。

2枚目をご覧ください。

2枚目の表裏面に、それぞれの開催風景ということで、各イベントごとの風景や最後にはウェブ企画での動画撮影風景、こちらの方の写真を添付させていただいておりますので、またご覧おき願えればと思います。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○原田周一委員長 ありがとうございます。ただ今、説明が終わりました。  
ただ今の議題に対して、ご質問、どなたかございませんでしょうか。  
大河委員。

○大河直幸委員 体験型企画イベント、参加者がおおむね多いなというふうに思うんですが、この企画を知られたきっかけというのは何が多かったですとお聞きをされていますか。

○原田周一委員長 橋本課長。

○橋本哲也総務課長 具体的にといいますか、確認の方はしてないですけど、一応、広報紙の方を出させていただいて、そこからやはり応募が多かったといったところが実際のところですので、やはり広報紙を見られて応募された方が多かったのかなというふうには考えております。

一応、広報紙だけじゃなくて、ホームページなりSNS、Facebookの方でも周知はさせていただいたんですけども、やはり一番多かったのは、広報紙を見られてが多いのかなという印象を持っております。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ありがとうございます。これ、来年度に向けてはどういうふうに今考えておられるのか、何か考えはありますか。

○原田周一委員長 橋本課長。

○橋本哲也総務課長 これまで、コロナ前は、日曜日に時間を取りまして、1日のイベントということで、イベントをさせていただいております。コロナ禍ということでやはり人が集まるのがリスクがあるということで、この2年間はウェブ企画なり、今年度については、そのウェブに少しでも住民さんと接するといえますか、当組合のことを知っていただくということで、現地イベントということで施設見学、ちょっと人数を制限させていただいておりますので、少し少ない規模ではございましたがさせていただいております。

来年度については、今回のイベントの集約も含めてにはなりますけれども、できましたら人を集めての1日のイベントをしたいというのは、担当としては思っておりますが、そちらについても、これから今回の成果も踏まえて考えていくことかなと思っておりますので、引き続き検討はしていきたいと思っております。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 それと、最後1点だけ、ご提案なんですけど、ウェブ企画を特設ページ

でされました。ちょっと数日前見えたら、ウェブがもう閉まっているんですかね。ちょっともったいないなというふうに思っていましたね。

例えば、インタビュー動画であるとか、バーチャル施設見学などについては、これは、引き続きいろんな啓発や取組に生かせるんじゃないかなというふうに思っていて、契約上の何かがあれば別の話なんですけれども、ちょっと常設的にウェブを、こういったものを上げていくということを、ちょっと検討されてはどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○原田周一委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 特設ページそのものは確かに閉じているんですけれども、例えばバーチャル施設見学の分別啓発動画なんかは、今でも別のページで載せさせていただいております。

インタビュー動画につきましては、契約上といたしますかお願いする中で、常時というところへの動画掲載というのはちょっと難しいといったところがありましたので、この期間だけの動画掲載とさせていただきます。

ただ、いけるものについては、今後の啓発等にも使える動画もございますので、載せられるものについては載せていけたらなというふうには思っております。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ご検討いただいて、ぜひ積極的に取り組んでいただければと思いますし、バーチャル施設見学なんて、これなかなか皆さん興味あると思うんですけど、ちょっとなかなかホームページを見ましてもどこかなとなかなか見つからなかったんですよ。何かちょっと大きくそういうのを載せていただいて、取組をしていただいたらいいのかなというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

○原田周一委員長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原田周一委員長 ないようですので、次の4点目「クリーンパーク折居の公共下水道放流水中の六価クロム化合物基準値超過について」の説明を求めます。

長野クリーンパーク折居所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 それでは、資料に基づき、「クリーンパーク折居の公共下水道放流水中の六価クロム化合物基準値超過について」をご説明させていただきます。

まず初めに、1、経緯ですが、8月の27日に、今回の事案につながる、炉下コンベ

ヤ清掃点検のための水抜き作業を行いました。主語に、運営事業者がと記載していますが、これは運營業務を行っているH i t z 環境サービス株式会社です。また括弧書きに、炉下コンベヤは灰の一部を受ける水槽とありますが、2枚目の資料に図面を添付していますので概要をご説明いたします。

A4横長の資料になります。赤い矢印で火格子と示されていまして、この火格子の上でごみが燃やされ、灰となりまして、水で冷やされた後、灰ピットへ送られていきますが、その処理工程とは別に、この火格子の隙間からこぼれ落ちる灰があります。その灰がたまる場所が炉下コンベヤというところになります。

ちょうどその下の青い色で、斜線で標記されている部分には水が張ってありまして、こぼれ落ちた灰を冷やす役割を果たしています。この水を抜く作業がコンベヤ内の水抜き作業ということになります。

最初の資料に戻っていただきまして、3行目ですね。なお、その際、コンベヤ内の水を無機系汚水受槽へ送水とありますが、これは、通常送水するべき槽ではありません。今回の事案の原因となる行為でありまして、詳細は、後ほどご説明いたします。

次に、9月1日に分析業者が定例の放流水サンプリングを実施しました。定例というのは週1回であり、宇治市下水道条例に基づき、行ったものです。

次に、9月13日に測定結果が出て六価クロム化合物基準値超過が判明しました。基準値が10当たり0.25mgに対して0.95mgということですが、3枚目の資料に計量証明書を添付しています。

上から5行目に六価クロム化合物の計量結果が記載されています。同じ日に測定したほかの項目はどうかということなんですけれども、記載のとおり全て下水道放流基準値内という結果になっています。この表のちょうど真ん中の縦の列が、計量の結果ということで測定結果になっていますが、その隣に下水道放流基準とありまして、全て六価クロム化合物以外は基準値内に収まっています。

次に、最初の資料にまた戻っていただきまして、9月14日に運営事業者から組合へ報告があり、組合は、基準値超過に係る資料を取りまとめて宇治市に伺いました。また、この日以降、六価クロム化合物濃度の状況を観察するために簡易測定を毎日実施しました。

次に、9月21日に宇治市に簡易測定結果等の報告に伺ったときに、下水道処理において異常値はなかったと報告を受けました。

次に、9月30日に宇治市より、公共下水道への排出水の改善依頼を受理しました。その内容は、組合が提出した報告書に記載されている再発防止策を実施するとともに、今後も継続して週1回の水質検査を行い、排除基準遵守に努めること。また、六価クロム化合物を含めて、人の健康に係る有害物質の水質管理に十分留意し、二度と今回のような事象が起こらないように日常の運転管理に努めることというものでした。

次に、10月21日に京都府山城北保健所の立入検査を受け、現場説明を行い、その後、今回の事案に対するヒアリングを受けました。そして担当者から、立入指導票を受理しています。その内容は、廃棄物処理法における、維持管理に関する計画に違反しているということと、本件についての再発防止策を速やかに提出することというものでした。また、この日をもって、基準値超過の原因が当初推測していたものと相違ないと

判断したため簡易測定を終了としました。

次に、10月31日に、今回の事案についての検証報告書を作成しました。

また、11月9日には、当組合の技術助言者である京都大学の高岡教授に指導を仰ぎまして、検証報告書に対するご意見をいただきました。意見の中では、次回の焼却炉下コンベヤ清掃点検における水抜き作業時には、放流前の排水における六価クロム化合物の濃度測定を行った方がよいというものもありまして、後ほどご説明させていただく再発防止策に反映しています。

続きまして、2、超過に至った原因等についてですが、記載のとおり、水抜き作業で抜いた汚水を、本来、灰ピット沈殿槽に送水すべきところ、作業者の認識誤りにより送水工程を短縮し無機系汚水受槽に送水したため、希釈不足により濃度を低減させることができず基準値を超過したということですが、次のページにどのように短縮したかが分かるよう、送水工程をまとめています。

点線の括弧の中をご覧いただきたいんですが、ご覧いただきますと、今回の作業においては、通常送水するべきはずの灰ピット沈殿槽とその次の灰ピット排水槽を飛ばして、3つ目の無機系汚水受槽に送水しています。

短縮した理由につきましては、作業者が、通常工程のとおり送水すると、そのときの水位の関係でボイラー給水に必要な純水装置が動かなくなり、焼却停止となる可能性があるというふうに考えたことと、薬剤処理を行えば、排水に含まれる汚染物質は除去されるものと考えたためです。

最後に、3、再発防止策についてですが、このような事案を2度と発生させないために、記載のとおり5点取りまとめています。

1つ目が、送水工程の遵守とマニュアルの作成・運用ということになりますが、今回の事案を発生させるきっかけとなった作業、焼却炉下コンベヤ清掃点検における水抜き作業は、稼働開始から4年目となる令和3年度に初めてこの作業を行い、今回が2回目になります。非定常の作業ということもあり、マニュアルがありませんでしたので、きちんと作成し、今後は送水工程を遵守するようにします。

2つ目が、今回の事案に限らず、マニュアルが不整備であれば、作業者の判断により、誤った作業を行ってしまうおそれがありますので、運営事業者が行う作業で、マニュアルがないものについては新たに作成し、運用することとします。

3つ目については、記載のとおり、これまで以上に運営事業者の日々の作業内容を詳細に確認することとします。特に、どのマニュアルを基に作業を行うのかをきちんと確認することとします。

4つ目については、焼却炉下コンベヤ清掃点検を来年度に行うときに、放流前の排水を適度な頻度で簡易検査キットを活用した六価クロム化合物の濃度測定を行うことにより、基準値を超えないよう管理することとします。

5つ目については、社員教育を計画的に実施していきます。今回の事案があつてすぐ、緊急教育は行われましたが、括弧書きにあります、今回の経緯に至った内容、排水処理設備の役割につきましては、11月の8日、10日の2日間にかけて行われました。

作業手順書の教育につきましては、12月の月上旬に実施予定です。

以上、「クリーンパーク折居の公共下水道放流水中の六価クロム化合物基準値超過に

ついて」の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○原田周一委員長 ただ今、説明が終わりました。

それでは、質疑に移りたいと思います。

ご質問のある方、挙手をお願いします。

鈴木委員。

○鈴木崇義委員 よろしくをお願いします。

先ほどの説明でもちょっと出ていたんですけども、清掃点検のため業者の方が焼却停止するというふうに考えたというふうにおっしゃられていたんですけども、実際、焼却停止する可能性というのがあったんでしょうか。

○原田周一委員長 長野所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 焼却停止の可能性につきましては、全くゼロではないんですが、極めて少なかったと思います。

排水の槽は、水があふれないようにとか、あと、薬剤処理が適正に行えるようにということで、自動的に制限がかかるようになっていまして、例えば薬剤処理でしたら、1時間に1 m<sup>3</sup>しか送水できないようになっていたりとかするんですけども、この灰ピット排水槽に関していいますと、ある一定の高さになるとボイラー給水に必要な純水装置が動かないということなんですけど、これも、灰ピット排水槽があふれないようにするための装置なんです。

じゃ、どれぐらいのタイミングでそれが行われるかということなんですけど、今回1炉運転でしたので、1炉運転の場合は5日に1回再生されると。2炉運転でしたら、2日半に1回ぐらい再生されると。ご指摘のように可能性の話ですが、全くではないんですけども、極めてゼロに近かったと思います。

だから、作業者の認識が誤っていたというのはその点です。確かにそういう問題もあるけれども、それはそんなに心配するほどのことではなかったでしょう。もし本当にそれが心配であるならば、水槽の水位を下げることも可能でした。例えば、強制的にポンプを動かすこともできましたし、それからその先の槽がまたさらに高くて送れない状況であるならば、ごみピットに戻すという方法もありましたという意味で認識誤りという表現をさせていただきました。

以上です。

○原田周一委員長 鈴木委員。

○鈴木崇義委員 可能性がほぼゼロに近いぐらい低かったということと、ほかの対応も取れたということで、ちょっとこのマニュアルを整備されるというところに含まれているのかもしれないんですけども、焼却停止するかもしれないということは、非常に重大なことなので、もしそういう可能性があるんだったら、その事業者の方と、組合と

の連絡体制みたいなのが、そういうのがちょっとうまくいっていなかったのかなというふうに感じさせていただいたので、その辺の連絡体制の改善などはどんなふうにお考えでしょうか。

○原田周一委員長 長野所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 クリーンパーク折居は、従来のような、今あるクリーン21長谷山というような形態と違いまして、完全民営委託という形態を取っています。いわゆる運営事業者の方で責任を持ってきちんと運営すると。

我々も組合としても、もちろん、平日の昼間はいますから、もしそういう相談を受けましたら、乗ることはもちろんさせていただきます。ただ、基本は運営事業者の方で全て、夜間それから休日も含めて対応できる体制を取っておかなければならないものでありまして、その辺は、きちんと対応できるようにマニュアルの方で整備していきたいというふうに考えております。

○原田周一委員長 鈴木委員。

○鈴木崇義委員 完全に委託されて、その辺は事業者の方の判断でしていただきたいということであれば、その前の段階、組合と契約するときに、どういう形で連絡体制を築くのかとか、そういったことも改めて考えていただいた方が、ちょっとまた同じことがあったときに、事業者の方で判断してやってしまいましたということになってはいけないので、組合としてはこう考えています、じゃ、事業者としてはこう対応しますということがないと、また再発してしまう可能性がやはりゼロではないかなというふうに感じさせていただいていますので、その辺、何かちょっと協議の方をしっかりといただけたらなというふうに思っております。

あと、この対策のところ、先ほど言っていた簡易検査キットで今度検査を行うというふうにおっしゃられていたんですが、ここに、適度な頻度というふうに書かれているんですけども、これは毎回ではなくて、何回かに1回されるということなんですかね。先ほどの説明だと、今回2回目ということで、そんなに頻繁にされることではないので、適度という、さらに間が空くのかなというふうに感じさせていただいたんですけど、その辺、どのような形になっているのでしょうか。

○原田周一委員長 長野所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 今、どこでどういうふうに測定するというのは決まっておりますが、まずは、この炉下コンベヤの原水といいますか、それがどれぐらいの値なのかというのを今確認しようとしています。

それもありますし、あとは、その濃度がどの程度なものかというのも把握した上で、次回やるときには、ある一定の水を送らせていただいて、例えば灰ピット排水槽であるとか、無機系汚水槽であるとか、そういったところで測ってみて、様子を見ながら量を

決めて放流していこうと。

今の現段階で、どこでどのようにというのは決まっておりませんが、超過しないような形で簡易測定を行うということで、このような表現をさせていただいております。

○原田周一委員長 よろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木崇義委員 なので、適度な頻度というのもこれから協議されて決めていかれるというようなことでよろしかったですかね。

先ほどの説明だと、この検査報告書で学識経験者の方から助言をいただいて、検査した方がよいのではないかという形でいただいていたので、毎回するのかなと思っていましたので、その辺についても十分に協議していただければと思います。

以上になります。

○原田周一委員長 ほかに何か、この件に関してご質問ある方、ございませんでしょうか。

大河委員。

○大河直幸委員 そもそもの報告の在り方についてお聞きしたいんですが、10月11日には、本組合議会の本会議の開催をされています。組合に事業者から連絡があったのは9月14日。宇治市から9月30日に改善依頼書が提出されているという状況であります。なぜ、議会にも市民にもこれだけ報告が遅れたのか。この点についてお答えください。

○原田周一委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 9月1日の作業の中で起こった事象でありまして、測定業者の結果が上がってきたのが9月13日ということでありまして。当組合に報告を受けたのが9月14日ということでありまして。

その間、原因が何であったのかということ、我々としてもちゃんと整理整頓した中で報告させていただくことが住民さん等においても安心いただけるものだというように考えておりましたので、その間、原因の究明、そして六価クロムがその後残留している可能性もあるかというようなことも考えておきまして、毎日の簡易測定をする中で、経過を見てきた次第であります。

結局、結果としまして、今回の報道、議会等のお知らせとなったところでございます。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 組合が保健所に届け出たのはいつになるんですか。

○原田周一委員長 長野所長。



○長野満佐志クリーンパーク折居所長 今回の件に関して、保健所の届出というのは特にございませぬ。保健所の方には、報告の方はさせていただきます、この文書にも記載のとおり10月の21日に立入検査を受けまして、指導票の方を受けております。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 本組合としては、こういった事象が起きたときに、原因が分からなければ市民や議会には報告しない。そういった姿勢なんですか。

○原田周一委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 当然ながら工場運転において、支障を来し、そして住民さんの方々に支障がある。また、今回の場合でしたら、健康に害を与える可能性があるといったところにつきましては、この間においても即座に報告なり報道なりさせていただいたところでもあります。

今後においても、その点につきましては遵守していきたいというように思いますので、当組合の運営事業において支障がある。それに伴って管内住民さんにご迷惑をかける、またご心配をかけるということがあれば即座に報告の方をさせていただきますというように考えております。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 本事案は、まさにそういう事案ではなかったんでしょうか。六価クロムが測定された。発がん性物質でもあります。

検査されて原因が明らかになってから報告されたということでもありますけれども、こういった事象が起こっていると、あったということについて、これは、宇治市には報告はされているということでもありますけれども、市民にも議会にも何にも連絡がなかったということについては、これ、全く不誠実な対応で、この事実を隠していたと言われても仕方がないんじゃないですか。

○原田周一委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 隠していたということであれば、今回こういう形でご報告させていただくこともなかったというように思っておりますし、我々としては、9月14、それ以降、宇治市さんの方に報告し、宇治市さんからの指導等を仰ぐということもございました。

また一方、工場排水において基準値を、0.95mgということで、超過したということでもあります、一方クリーンパーク折居では、工場排水と別の生活排水というものが合流されて公共下水に排出されるという構造になっております。

要するに、この時点でさらに、工場排水の時点では0.95ではありましたが、生活排水と合流して下水道に排出させていただいておりますので、その時点でも濃度は低くなっていたというのは事実としてあります。

先ほど、経過の方でも報告させていただいたとおり、9月の21日には下水道処理上において異常値が前後になかったという報告も受けておりましたので、我々は、その他保健所等も含めまして関係団体との指示等を仰ぎながらまとまった時点で今回この時期に報告としたところでございます。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 生活排水と希釈されていたからよかったという問題ではないというふうには思います。

作業工程の大幅な間違いがあり、こういった事象が起こったと。その時点でやはり報告をすべきだったし、議会に対して調査中であるということも含めてしっかりと報告するべきではなかったのではないですか。

○原田周一委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 ただ今いただきました質疑内容を踏まえて、今後組合としても整理整頓しながら、議会の方に、疑念を抱くことのないように取扱いの方をさせていただきたいというように考えております。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 それと、もう1点確認したいのは、この清掃点検でありますけれども、点検業務というのは、これは事業者がどこかに委託して行ったものなんでしょうか。ちょっと私、分からないんですけど、今ご報告があったんですけど、折居を運転しているのは城南環境テクノロジーですよね。ここが直接やったのか、それともどこかに委託されて清掃点検をされているのか、どういう状況なんですか。

○原田周一委員長 長野所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 すみません。クリーンパーク折居の運営、先ほど完全委託という話をさせていただきました。いわゆるDBOということで従来型の建設、設計、施工だけではなくて運営も一体型の委託なんですけれども、それに、その契約に当たりましては、特別目的会社というのをつくって、そこからオーバーホールであるとか運営業務というのを発注するような形を取ってしまして、城南環境テクノロジーというのが、いわゆる特別目的会社になりまして、運営業務の方はHit z環境サービスというところに委託しているというような形になります。ただ、事業の仕組みの関係上、常駐するような形になっております。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 だから、点検業務もH i t zが直接やられたということでいいんですね。そういうことであるならば、いつの時点から灰ピット沈殿槽を抜かした対応をしていたのかということになるかというふうに思うんです。

2020年が1回目だったということでありまして、そのときはどうだったのかということは分かっているんですか。

○原田周一委員長 長野所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 すみません。先ほどご説明させていただいたんですが、クリーンパーク折居稼働開始から4年目の昨年度、令和3年度に初めてこの作業を行っています。1号炉、2号炉はそれぞれ1回ずつやっています。今回が2回目ということで、1号炉も2号炉も1回ずつやっております。

今回、六価クロムの基準値超過した、このときの作業は短縮をしていますが、ほかの3回、昨年度の1号炉、2号炉、それから今回の1号炉につきましては、通常送水工程の方を遵守しておりまして、灰ピット沈殿槽の方に送っております。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 それは、何で分かったんですか。今回については抜かしたと。それ、前回については適切にやっていたというのは、なぜ分かったんですか。

○原田周一委員長 長野所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 この六価クロム化合物の濃度が基準値超過した原因を確認している中で、作業で何か特異なことをしなかったかということを確認する中で、送水工程を短縮したということが分かりました。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 だから、今回初めて、その事業者の担当者の方がやったということで、これ、間違いはないんですか。過去そういうことはなかったわけですね。

○原田周一委員長 長野所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 そのとおりです。作業としましても昨年度が初めてで、今回が2回目ということで、間違いございません。

○原田周一委員長 大河委員。

○大河直幸委員 全部委託して運転してもらっているわけですから、分からないことがいっぱいあるわけでありまして、私もそういったやり方がいいのかということも思いますし、モニタリング業務がどうなのかということも思うところは多々あります。

しっかりと、この委託の在り方も含めて検討いただきたいというふうに思いますし、やはり報告が遅いですよ。しっかりと、こういった事象があったときには、市民や議会に対してはご報告いただきたい。このことは切に要望して終わりたいと思います。

○原田周一委員長 ほかにご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原田周一委員長 ないようでございますので、以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がございました場合は、委員長において精査いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後 3 時 3 1 分閉会